

(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業
事業契約書（案）

【修正版：令和7年11月5日】

令和7年9月24日

横浜市

- 2 市は、PFI事業者が市に対して許認可等手続に必要な資料の提出、その他PFI事業者の許認可取得等について協力を求めたときは、合理的な範囲でこれに応じるものとする。
- 3 PFI事業者は、市がPFI事業者に対して市による許認可の取得、届出等の手続に必要な資料の提出、その他市の許認可取得等について協力を求めたときは、合理的な範囲でこれに応じるものとする。
- 4 PFI事業者は、許認可等手続について、市に対して事前説明及び事後報告を行うものとする。
- 5 PFI事業者は、市の請求があったときは、許認可等手続に関して作成し又は取得した書類の写しを市に提出するものとする。

(他事業との調整・連携)

第9条 PFI事業者は、事業期間中、市及び民間機能棟の整備を行う民間事業者との間で、民間機能棟の整備の工程その他必要な事項について、調整を十分に行うものとする。

- 2 PFI事業者は、民間機能棟の整備のため本施設の改変が必要となり、市が当該改変その他必要な事項について協力を求めたときは、合理的な範囲でこれに応じるものとする。
- 3 前項における本施設の改変の影響により、本施設の利用に支障が生じる場合の運営方法等については、市及びPFI事業者が協議の上、決定するものとする。
- 4 市は、第2項に基づくPFI事業者の協力より、PFI事業者に追加的な費用又は損害が生じたときは、当該費用又は損害を合理的な範囲で負担するものとする。
- 5 PFI事業者は、事業期間中、民間機能棟の整備を行う民間事業者との日常的な意見交換、各種調整等を適切に行うことにより、本施設と民間機能棟の運営上の連携・協働に努めるものとする。

(契約の保証)

第10条 PFI事業者は、この契約の締結と同時に、設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る費用の合計金額（消費税を含む。）の100分の10以上に相当する金額（本条において、以下、「保証の額」という。）の契約保証金を市に納付しなければならない。ただし、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第36条第3項に規定される担保を提供することにより、契約保証金の支払に代えることができる。

- 2 契約保証金には利息を付さないものとする。
- 3 市は契約保証金又は契約保証金の支払に代えて提供された担保を、この契約に基づきPFI事業者が市に対して支払うべき損害金及び違約金に充当することができる。
- 4 市は、PFI事業者が納付した契約保証金又は契約保証金の支払に代えて提供された担保を、第47条に従い本施設全ての引渡しを受けた後、PFI事業者の請求に基づき遅滞なくPFI事業者に返還するものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
 - (1) PFI事業者が市を被保険者とし、保証の額を保険金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、その保険証券を市に提出したとき。
 - (2) PFI事業者を被保険者とし、設計企業、建設企業及び工事監理企業をして、設計業務に係る費用（消費税を含む。）の100分の10以上に相当する金額、建設業務に係る費用（消費税を含む。）の

削除: エラー! 参照元が見つかりません。

て、市は、相殺後にサービス対価支払債務の残額がある場合は、PFI事業者の請求により支払うものとする。

(解除時に引渡が完了している施設の取扱い等)

第91条 本施設の全部又は一部の引渡し後に（以下、本条において引渡後の施設を「引渡完了施設」という。）、この契約が解除されたときは、市は第47条の規定に基づき、引渡完了施設の所有権を保持するものとする。市は、設計・建設の対価で未払いのものがあるときは、解除前の支払スケジュールに従つてこれを支払うものとする。

削除: エラー! 参照元が見つかりません。

2 市は、この契約が解除された日から10日以内に引渡完了施設の現況を検査するものとし、当該検査により、引渡完了施設にPFI事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、PFI事業者に対してその修補を求めることができる。この場合において、PFI事業者は、必要な修補を実施した後、速やかにその旨を市に通知しなければならない。市は当該通知の受領後10日以内に当該修補の完了の検査を行わなければならない。

3 PFI事業者は、前項の手続の終了後速やかに引渡完了施設の維持管理業務等を市又は市が指定する者に引き継ぐものとする。

4 市は、第86条又は第87条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、前項の規定により市又は市が指定する者が維持管理業務等の引継ぎを受け、維持管理・運営の対価として未払いの部分があるときは、これをPFI事業者に支払うものとする。

5 市は、第88条第1項又は第89条第1項の規定に基づきこの契約が解除された場合において、第3項の規定により市又は市が指定する者が維持管理業務等の引継ぎを受け、維持管理・運営の対価として未払いの部分があるときは、これをPFI事業者に対し支払うものとする。

6 市は、第97条又は第101条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、第3項の規定により市又は市が指定する者が維持管理業務等の引継ぎを受け、維持管理・運営の対価として未払いの部分があるときは、これをPFI事業者に対し支払うものとする。

(違約金等)

第92条 第88条第1項の規定に該当するときは、この契約が解除されるか否かにかかわらず、市は、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限として市が決定する違約金をPFI事業者に請求するものとし、PFI事業者は速やかにこれを支払わなければならない。

2 PFI事業者は、第89条の規定に基づきこの契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を違約金として市が指定する期限までに、市に支払わなければならない。

(1) 本施設の引渡しが一切なされていない時期に解除された場合

設計・建設の対価の総額（ただし、消費税を含み支払利息相当額を除く。）の100分の10に相当する額

(2) 仮設家庭科室等の引渡し後、複合棟の引渡し前に解除された場合

設計・建設の対価の総額（ただし、消費税を含み支払利息相当額を除く。）の100分の10に相当する額